一　名称
　与那覇湾特別保護地区
二　区域
　沖縄県宮古島市平良及び下地の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良及び下地にまたがり所在する与那覇湾及び沿岸部の森林区域で構成されている。
　与那覇湾内は面積約千三百ヘクタールの宮古島最大の干潟が発達しており、沿岸域にはメヒルギ等のマングローブ林が、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落等が占め、多様な自然環境を有している。
　このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類が採餌の場及び休息地として利用し、また湾内の島ではクロサギ及びエリグロアジサシが、陸域ではキンバトが繁殖している。また、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ及びキンバト、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少な鳥類の飛来も確認されている。
　このように、当該区域は与那覇湾鳥獣保護区の中でも特にシギ・チドリ類を始めとする水鳥の生息地として保護の必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥並びにその生息地の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第九十三号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十三年十月二十四日
環境大臣　細野　豪志

一　名称
　池間鳥獣保護区
二　区域
　沖縄県宮古島市平良所在の池間島（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の北に位置し、宮古島北端の宮古島市平良狩俣から池間大橋でつながった池間島全域である。
　島中心部には県内最大であり、数少ない淡水性の湿原である池間湿原を有しており、ヒメガマ、チガヤ等の植物群落が広がっている。また、宮古島は渡り鳥の主要ルートとなる沖縄島と石垣島の中間に位置していることから、渡り鳥にとっては地理上重要な中継地となっている。
　このような自然環境を反映して、当該区域では、渡り鳥のカモ類やサギ類を始めとした多くの鳥類が採餌や休息の場として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ等の希少な鳥類やマガン、ヒシクイ、ハシビロガモ等の様々な迷鳥の飛来も確認されている。また、当該区域はムラサキサギや絶滅危惧ⅠB類のオオクイナの繁殖地の北限となっている。
　このように、当該区域はこれら多様な鳥類の採餌、休息及び繁殖の場として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
(一)　鳥獣保護区の管理方針
イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動に取り組む。

官庁報告

官庁事項

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき、公表する。
　平成23年10月7日
農林水産大臣　鹿野　道彦

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

1　牛疫は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

2　牛疫は、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、
①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、
③　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
④　国際的にも、牛疫の非清浄国として信用を失うおそれがある。

3　平成23年6月、ＦＡＯ及び国際獣疫事務局（ＯＩＥ）は、牛疫の世界的な撲滅を宣言しており、今後、研究機関における牛疫ウイルスの安全な保管のための措置について協議していくこととしている。

4　他方で、何らかの原因で牛疫が再興する可能性を完全には否定できないことから、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

5　なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1　基本方針
　口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。

第2　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備
　口蹄疫防疫指針第2を準用する。

第3　異常家畜の発見及び検査の実施
1　家畜の所有者等から通報を受けたときの対応
　都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、異常家畜に関する通報があり、当該通報の内容が次の①及び②のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。
①　複数の家畜に40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍があること。
②　死亡家畜が急激に増加していること。
　また、通報者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。
2　都道府県による臨床検査及び剖検
(1)　家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査を行う。その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合にあっては、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。